

伊奈町骨髄移植ドナー助成費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者に対し、伊奈町骨髄移植ドナー助成費（以下「助成費」という。）を交付することにより、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の推進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成費の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する骨髄等の提供者とする。

- (1) バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 骨髄等の提供時に町内に住所を有する者
- (3) 助成費以外の骨髄等の移植に係る助成を受けていない者
- (4) ドナー休暇制度を設けている企業又は団体等に属さない者（当該制度の適用される者に限る。）

(助成費等)

第3条 助成費の金額は、次に掲げる日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 骨髄等の提供に係る健康診断のための通院の日数
- (2) 骨髄等の提供に係る自己血貯血のための通院の日数
- (3) 骨髄等の提供に係る骨髄等の採取のための入院の日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、バンクが必要と認める通院、入院及び面接の日数

2 前項に規定する通院又は入院は、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院を除くものとする。

(交付申請)

第4条 助成費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊奈町骨髄移植ドナー助成費交付申請書兼請求書（第1号様式）に、バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に町長に提出するものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、交付の可否を決定し、伊奈町骨髓移植ドナー助成費交付決定・却下通知書（第2号様式）により通知するものとし、交付を決定したときは、助成費を交付するものとする。

(助成費の返還)

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成費の交付を受けたと認めたときは、当該助成費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(交付申請の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成26年4月1日からこの要綱の施行日の前日までの間に、骨髓等の提供を完了した者は、伊奈町骨髓移植ドナー助成費交付申請書兼請求書（第1号様式）を平成27年1月5日までに提出するものとする。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

伊奈町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

伊奈町骨髓移植ドナー助成費交付申請書兼請求書

伊奈町骨髓移植ドナー助成費交付要綱第 4 条の規定に基づき、骨髓移植ドナー助成費の交付を受けたく次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

フリガナ		生年	昭和	年	月	日生
氏 名		月 日	平成			
住 所	〒					
	電話 () ※日中に連絡をとることができる電話番号					
申請金額	円					
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで (日分)					

2 請求内容（次の口座に振込みを依頼します。） ※提供者本人以外の口座には振込みできません。

振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店	
		信用組合・農協 出張所	
	フリガナ	預金種目	当座 普通
	口座名義人	口座番号	

*添付書類 事業の実施を証明する書類（（公財）日本骨髓バンクが発行する証明書等）

3 確認事項

- ☐私は、この助成費以外には、骨髓ドナーに係る助成を受けておらず、所属する「企業・団体等」には、ドナー休業（休暇）制度がありません。
- ☐私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供及び調査に同意します。

自署 _____

年 月 日

（申請者） 様

伊奈町長 印

伊奈町骨髓移植ドナー助成費交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました骨髓移植ドナー助成費について、下記のとおり決定・却下しましたので、伊奈町骨髓移植ドナー助成費交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付金額 円

（却下の場合、その理由）

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊奈町を被告として（被告の代表者は実施機関の長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。